



ニュースリリース 平成 26年 2月 13日

## 暴風雪被害復旧緊急融資の取り扱いについて

このたびの暴風雪により被害を受けた皆さま方には、心よりお見舞い申し上げます。

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、暴風雪により被害を受けた事業者の皆さまを支援するため、下記の融資商品を特別金利でお取り扱いしますので、お知らせいたします。

## 記

制度名	暴風雪被害復旧緊急融資(事業者向け)
融資対象者	平成26年2月8~9日の暴風雪により事業用設備や商品等に被害を受けた法人・個人事業主(農業者を含む)の皆さま
資金使途	事業資金(運転・設備)
融資金額	運転・設備資金とも50百万円以内
期間	設備15年以内(据置2年以内)、運転7年以内(据置1年以内)
融資利率	1.475%以上(変動金利) ※貸出期間に応じた所定の金利となります。
申込期限	平成26年3月31日
取扱店	全店
その他	・お申し込みに際しては「罹災証明」・「被災証明」のご提出は不要です。 ・暴風雪による被害には間接被害を含みます。

お申込に際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もありますので、ご了承ください。

以 上